

各配水施設除草外業務委託仕様書

1. 作業は、全て本仕様書に基づき誠実に行うものとする。
2. 除草作業内容
 - (1) 別紙図面に基づき、その範囲内の除草作業・立ち木の伐採・清掃・草刈の集草を行う。
 - (2) 除草については、草刈機・鎌・鍬等によるものとし、必要な用具は全て受注者の負担とする。
 - (3) 刈り草は場内で集草後、1回の除草作業ごとに適切な処分場にて搬出処分を行うものとする。
 - (4) 舗装のひび割れから生えている雑草も除草するものとする。
 - (5) 作業は下記の期間に分け実施するものとする。

一の井手浄水場内平面	5,100 m ²	2回	6, 11月実施
一の井手浄水場内法面	7,780 m ²	2回	5, 11月実施
一の井手貯水池周り保全	1,500 m ²	1回	8月実施
一の井手貯水池周り平面	1,000 m ²	2回	6, 11月実施
北山原水送水場平面部	2,000 m ²	3回	5, 8, 11月実施
北山原水送水場法面部	240 m ²	3回	5, 8, 11月実施
大迫田配水池平面部	2,440 m ²	2回	6, 10月実施
大迫田配水池法面部	1,140 m ²	2回	6, 10月実施
第一接合井法面部	1,510 m ²	1回	9月実施
中山中継ポンプ所法面部	300 m ²	1回	6月実施

※実施時期の変動は協議の上決定する。

※各施設住所

一の井手浄水場	周南市一の井手 5551 番地
北山原水送水場	周南市大字徳山東北山 7491-1 外
大迫田配水池	周南市大字徳山馬屋西 84-1 外
第一接合井	周南市大字上村平山 864-2 外
中山中継ポンプ所	周南市大字上村中山 1829-5 外
河内配水池	周南市大字富田

3. 水路清掃作業内容
 - (1) 別紙図面に基づき、範囲内の剪定作業及び発生木の集木・搬出・処分を行う。
 - (2) 作業における必要な用具は、全て受注者の負担とする。
 - (3) 水路内の枯草等は処分を実施し、撤去土砂は監督職員の指示する場所に搬出することとする。
 - (4) 作業は下記の期間に実施するものとする。

河内配水池水路清掃	水路延長 L=約 120m	2 回	6, 8 月実施
-----------	---------------	-----	----------

※水路の状況等で変更する場合がある。

4. ツツジ・さつき剪定作業内容

- (1) 別紙図面にに基づき、その範囲内の剪定作業及び発生木の集木・搬出・処分を行う。
- (2) 剪定作業における必要な用具は、全て受注者の負担とする。
- (3) 剪定作業は下記のものについて行うものとする。

剪定回数 1 回、7 月実施

ヒラトツツジ・さつき 計 1, 5 5 0 株

(一の井手貯水池えん堤部外 4, 0 0 0 m²)

5. 作業に従事するものは、水道法第 2 1 条第 1 項に基づき、作業着手前に関係機関において検便を行い、その結果の原本を提出すること。検査内容については、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌の 5 項目とする。安全衛生管理上、水道法施行規則第 1 6 条第 1 項に基づき 6 箇月ごとに医療機関において再度検便を行い、提出すること。
6. 作業日時・作業順序等は発注者の指示に従うこと。
7. 業務完了の際、業務写真を提出するものとする。撮影は、着工前から完成までを同一背景で比較でき、しかもその成果を明白にするもののほか、監督職員が特に指示するものとする。(作業前中後、処分の写真を撮影のこと。)
8. 1 回の作業が終了した場合、後片付け及び清掃を充分行った後「委託業務確認書」を提出し、検査職員の検査を受けること。
9. 受注者は、作業の実施にあたり法令などに基づき安全管理に努めるものとし、特に草刈機使用時における通行人および車両への飛散防止対策を徹底するものとする。
10. 雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法および中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
11. 委託業務実施にあたり、事故が発生しないよう、使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。
12. 作業員が作業中に故意もしくは重大な過失により水道施設又は上下水道局に損害を与えた場合は受注者の責任において補償すること。
13. 支払いについては、発注者が行う委託業務完了の検査後、年 1 回払いとする。
14. 本仕様書に定めのない事項は、双方協議の上決定するものとする。